

○追手門学院大学大学院学修奨励給付奨学金規程

平成27年9月21日

制定

(目的)

第1条 この制度は、追手門学院大学大学院（以下「本学大学院」という。）に進学し、研究活動を通じ研究能力又は高度な専門性を要する職業等を目指す者に対して奨学金を給付することにより、自立した研究活動及び学修を奨励、かつ、支援することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の奨学金を追手門学院大学大学院学修奨励給付奨学金（以下「奨学金」という。）といい、この奨学金を受ける者を追手門学院大学大学院学修奨励給付奨学生（以下「奨学生」という。）という。

(資金)

第3条 本奨学金は、次の各号をもって資金とする。

- (1) 寄付金
- (2) 大学の経常収入

(資格)

第4条 奨学生は、追手門学院大学（以下「本学」という。）が定める入学手続きを行い、入学が決定している者でなければならない。

- 2 奨学生は、本学が実施する各入試における成績が優秀であり、かつ、第1条に定める目的が達成できると認められ研究科の推薦を得られる者でなければならない。
- 3 次の各号の1に該当する者については、対象外とする。
  - (1) 外国籍で日本学生支援機構の定める奨学金申込資格に制限を受ける者。
  - (2) 文部科学省学修奨励費等外部団体の奨学金を受けている者あるいは受けようとする者。
  - (3) 本学の他の奨学金又は学費減免措置を受けている者あるいは受けようとする者。
- 4 前第2項に定める者の内、本学大学院長期履修制度の許可を受けている者あるいは受けようとする者については、許可された履修期間内にて認めることがある。

(期間と申請)

第5条 奨学金の給付期間は1年とし、申請は受給当該年度の4月30日までにを行うものとする。

- 2 奨学金の給付を受けようとする学生は、所定の申込書を、所定の期日までに学生支援課

に提出しなければならない。

- 3 奨学金の給付期間は、願い出により最低修業年限内での延長を認めることがある。ただし、長期履修を許可された者は、許可された履修期間内での延長を認めることがある。
- 4 前項により、奨学金の継続を願い出ようとするときは、第1項に定める期日までに継続願（所定用紙）を学生支援課に提出しなければならない。
- 5 申請（継続の申請を含む）しない場合は、辞退届を提出しなければならない。

（金額及び交付）

第6条 奨学金の金額は、年間授業料相当額（ただし、入学金、施設設備充実資金及び実験実習費を除く。）の30%とする。ただし、長期履修を許可された学生の奨学金の金額は、当該年度に納付する年間授業料相当額（ただし、入学金、施設設備充実資金及び実験実習費を除く。）の30%とする。

- 2 奨学金の交付は、後期納付金納付時に、その期の授業料から前項に定める奨学金の金額を減額してこれを行う。
- 3 奨学金の継続が認められた場合の交付も、前項に準じてこれを行う。

（採用）

第7条 奨学生の採用は、第4条に規定する資格を有する者の中から各研究科において推薦者を決定し、学生支援委員会の議を経て学長が決定する。

（異動）

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する事項が生じたときは、直ちに学生支援課に届け出なければならない。

- (1) 休学、退学、除籍又は留学
- (2) 本人の氏名、住所、その他重要な事項の変更があったとき。
- (3) 奨学金を辞退するとき。

（失格）

第9条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、奨学生の資格を失うものとする。

- (1) 休学、退学、除籍又は入学を辞退したとき。
- (2) 修学の見込みがないとき。
- (3) 学則第64条等により処分を受けたとき。
- (4) 第4条第3項に規定する対象者となったとき。
- (5) 奨学金を辞退したとき。

（返還の請求）

第10条 奨学生が、前条のいずれかに該当する場合、学長は当該年度の奨学金相当額の返還を求めることができる。

2 前項により返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して2週間以内に、所定の奨学金相当額を一括して返還しなければならない。

3 返還請求の決定は、学生支援委員会の議を経て学長が行う。

(所管)

第11条 この規程の奨学金に関する事務は、学生支援課において行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2015年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。